



託送供給等約款の変更届出について

2026年2月13日
東京電力パワーグリッド株式会社

当社は、本日、電気事業法第18条第5項^{*1}に基づき、「託送供給等約款」の変更届出を経済産業大臣に行いましたので、お知らせいたします。

「託送供給等約款」とは、小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたものであり、今回の変更届出では、主に以下の内容を変更いたします。

○需給調整市場における低圧小規模リソースの活用及び機器個別計測の導入

国の審議会^{*2}において、需給調整市場における低圧小規模リソースの活用および機器個別計測について2026年度の開始を目指すこと、機器点における調整力供出時のインバランス算定・処理方法等について整理がされたことに伴い、当該内容を供給条件に反映いたしました。

なお、本日変更届出した「託送供給等約款」は、2026年4月1日からの実施を予定しております。

当社は引き続き、当社サービスエリア内のレジリエンス向上やくらしの安心・安全、利便性の向上に貢献し、これまで以上にお客さまや社会から必要とされる企業を目指してまいります。

※1:電気事業法第18条第5項（託送供給等約款）

一般送配電事業者は、前項の規定により供給条件を変更したときは、経済産業省令で定めるところにより、変更後の託送供給等約款を経済産業大臣に届け出なければならない。

※2: 第60回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2023年3月29日開催）および第65回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2023年9月27日開催）

以上